

# 変更後の使用料規程

## 第1章 総則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第17節に定める額とする。

- (1) 演奏等 (2) 放送等 (3) 映画 (4) 出版等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム録音
- (8) 有線放送等 (9) 貸与 (10) 業務用通信カラオケ
- (11) インタラクティブ配信 (12) B G M (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード (15) 広告目的で行う複製
- (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) その他

## 第2章 著作物の使用料

### 第1節 演奏等

1～7 (略)

8 社交場における演奏等

(1)～(2) (略)

(社交場における演奏等の備考)

①～⑦ (略)

(ビデオグラムの上映)

⑧ ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものをおいい、ビデオグラムの上映は、歌唱の伴奏として行われるビデオグラムの上映を含まない。

⑨～㉒ (略)

9 ビデオグラムの上映

(1)～(2) (略)

(ビデオグラムの上映の備考)

① ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したも

のをいう。

②～⑤ (略)

## 第2節 放送等

1～5 (略)

(放送等の備考)

①～⑪ (略)

⑫ 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、第17節の規定を適用する。

## 第7節 ビデオグラム録音

著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの利用目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 商用複製

#### (1) 音楽のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

##### ① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに800円とする。

##### ② 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに、次の算式によって算出した額又は3円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに次の金額とする。

50 個まで 350 円

50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額

(2) 劇場用映画のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

② 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、当該ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）に 1.75/100 を乗じて得た額とする。

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

(3) ドラマ・アニメのビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

② 複製使用料

(ア) ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60/100 までの場合

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 1 円 80 銭のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの} \\ \text{小売価格} \quad \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}} \\ (\text{消費税額を含まないもの})$$

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 錢を加算した額

(イ) ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60/100 を超える場合

(4) ②に定める額とする。

(4) その他のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

② 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 2 円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの} \\ \text{小売価格} \quad \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}} \\ (\text{消費税額を含まないもの})$$

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 錢を加算した額

## 2 非商用複製

複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 110 円

50 個を超える場合 110 円に 50 個を超える 1 個につき 2 円 20 錢を加算した額

ただし、算出した 1 ビデオグラムあたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

(ビデオグラム録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又は、それ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的とする複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など（ア）以外の複製をいう。

(ウ) 音楽のビデオグラム

次のビデオグラムをいう。

⑦コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の影像が主たる内容となっているビデオグラム

⑧オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム（（エ）に該当するものを除く。）

⑨カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム

⑩その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム

(エ) 劇場用映画のビデオグラム

劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかるわらず、影像を連続して固定したもの）を複製するものをいう（（ウ）の⑦、⑧及び⑩に該当するものを除く。）。

(オ) ドラマ・アニメのビデオグラム

テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう（（ウ）又は（エ）に該当するものを除く。）。

(カ) その他のビデオグラム

（ウ）、（エ）及び（オ）以外のビデオグラムをいう。

(キ) 総再生時間

ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(ク) 著作物の合計利用時間

ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切上げたものをいう。

(ケ) 著作物の累計利用時間

ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切上げたうえ累計したものをいう。

(使用料計算の特例)

- ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。
- ④ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ⑤ 平成 28 年 9 月 30 日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60/100 までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1 (2) を適用する。

(本規定により難い場合の使用料)

- ⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

## 第 17 節 そ の 他

本規程の第 1 節乃至第 16 節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

## 附 則

### (実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 7 節 ビデオグラム録音の規定については、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。